

別 紙

議 事 の 経 過

【 みなさん、おはようございます。】

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

〔 事務局 長 〕

おはようございます。

鈴木政治、教育委員長が遅れると報告がありましたのでご報告いたします。

開会前に、町長から発言を求められておりますので許可します。

〔 町 長 平 田 博 幸 君 〕

おはようございます。

第三回町議会定例会開会の前ではありますが、議長よりお許しを頂きましたので、先の三月町議会定例会において採択を受け、請願団体の請願趣旨や宣言文案を十分に参酌し、他自治体の宣言文等も参考にしながら宣言文の原案を作成し、五月に開催いたしました議員全員協議会におきまして、藤崎町非核平和の町宣言の文案についてご説明をさせていただいたところでございます。

町では、この非核平和の町宣言を町民と行政との共同による宣言といたしたいため、町パブリックコメントによる意見募集手続きを踏まえて、宣言文の決定をいたしましたものであります。

それでは、お手元に配布しております藤崎町非核平和の町宣言を、私が読み上げて

宣言することとし、この宣言の基本理念を今後広く発信してまいりたいと、考えております。

藤崎町非核平和の町宣言

美しい自然と豊かな文化に育まれた、この藤崎町に住む私たちは、明るく平和で安全な暮らしを永遠に願っています。

しかし、この願いに反し、世界各地では、武力による戦争や紛争で傷つき、命を失い、家族を奪われるなど、今なお戦禍は尽きません。加えて核兵器の存在は、世界の平和と人類の存在に脅威を与えています。

私たち日本国民は、世界唯一の被爆国として、核兵器の廃絶と軍縮を強く訴えるものです。

美しい郷土、恵まれた自然、豊かな生活を守り、平和な未来を後世へ引き継ぐことは私たちの責務です。

私たち藤崎町民は、世界の恒久平和の実現と核兵器の廃絶をめざし、幸せな住民生活を守る決意を表明するため、ここに 非核平和の町 を宣言します。

平成二十四年九月六日、藤崎町長 平田博幸

以上でございます。】

第一日 平成二十四年九月六日

開会 午前十時

○議長（野呂日出男君）

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十四年第三回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五條の規定により会議録署名者は、

九番 相馬 勝治 君

十番 工藤 健一 君

十一番 佐々木 政美 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

奈良岡文英議会運営委員長。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

○ 議会運営委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る九月四日、午前十時から小会議室において、地方自治法第九條の二第四項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、平成二十四年第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日（九月六日）から九月十四日までの九日間とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

九月六日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・平成二十三年度決算審査報告・決算特別委員会設置・議案（請願）審議・採決

九月七日は、議案熟考のため休会

九月八日、九日は、休日及び日曜日のため休会

九月十日は、町政に対する一般質問

九月十一日は、各常任委員会開催のため休会

九月十二日、十三日は、決算特別委員会のため休会

九月十四日は、議案審議・採決・常任委員会報告・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から九月十四日までの九日間とし、休会日は、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日から九月十四日までの九日に決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

次に、平成二十四年八月二十八日付け青森県後期高齢者医療広域連合告示第十

五号で、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙において、階上町議会議長 木村勝彦氏が当選の告示をされましたことを報告します。

○ 議長（野呂日出男君）

次に代表監査委員から、監査報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○ 代表監査委員（神忠勝君）

監査報告を申し上げます。

例月出納監査については、去る八月二十九日、三十日、三十一日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入・支出について町長から提出されました出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上であります。

○ 議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十三号及び報告第十四号並びに議案第四十九号から議案第六十三号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○ 町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○ 議長（野呂日出男君）

日程第五、平成二十三年度決算審査報告について、代表監査委員から報告をも

とめます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○代表監査委員（神忠勝君）

平成二十三年度決算審査について、ご報告申し上げます。

平成二十三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算

平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算

平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算

平成二十三年度藤崎町水道事業会計決算

平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計決算

平成二十三年度藤崎町下水道事業会計決算

以上の会計決算について、平成二十四年八月八日から十日まで、及び十五日から十七日までの六日間にわたり、平成二十三年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等及び関係諸帳簿並びに証書類等の提出を求め、慎重に審査いたしましたところ、計数に誤りがなく適切に処理されており正当であるものと認めました。

また、将来にわたり健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率について、早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう、努力されたい。

なお、細部については、別紙意見書のとおりでありますので省略いたします。

以上、決算審査のご報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

決算審査報告が終わりました。

日程第六、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、議案第五十七号から議案第六十三号までの、平成二十三年度の各会計の決算が上程されておりますので、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査期限を平成二十四年第三回定例会までとしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よつて、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第五十七号から議案第六十三号までを、これに付託のうえ、審査期限を平成二十四年第三回定例会までとすることに決定しました。

日程第七、請願第五号 ころの健康基本法（仮称） の早期制定を求める意見書提出に関する請願書を議題とします。

請願第五号の紹介議員であります、奈良岡文英君 から趣旨説明を求めます。
奈良岡文英君。

〔奈良岡文英君 登壇〕

○五番（奈良岡文英君）

仮称、ころの健康基本法の早期制定を求める意見書提出に関する請願書について、趣旨説明をさせていただきます。

朗読によって、趣旨説明に替えさせていただきます。

現在、うつ病・認知症・総合失調症などの精神疾患患者数は、全国で三百二十

万人を超えているが、平成十年度以降の自殺者数が十四年連続で、年間三万人を超えている背景には、うつ病を初めとする様々な精神疾患が関連していると言われている。

また、ひきこもりや虐待などの社会問題の背景には、こころの健康の問題が大きく影響していると指摘されております。

さらには、世界保健機構（WHO）は、病気を奪い生活を障がいする程度を表す総合指標を開発し公衆衛生や医療に係る政策における優先度を表す指標として提唱しているが、それによれば先進国に於いて命と生活に最も影響する病気は精神疾患とされています。

しかしながら、我が国では、こころの健康問題の深刻さが認識されているとはいえ、身近な地域で予防や早期発見・早期支援する精神保健体制が確立されておらず、いまだに精神医療の中心的な部分が精神科病院への入院でしめられているとともに、医療配置基準や診療報酬が一般医療よりも低く抑えられていることなどからも、この問題の深刻さにふさわしい対策や法整備がとられているとは言い難い状況にある。

精神疾患対策の不備は当事者や家族に多大な負荷をかけるだけでなく、膨大な社会的損失を引き起こすことは言うまでもありません。

厚生労働省は、平成二十年度から一年を経て、今後の精神保健医療福祉の在り方に関する検討会を設け、今後望まれる施策を報告した。

この報告を基に平成二十二年四月から、家族・当事者、医療福祉の専門家及び学識経験者が集まり、こころの健康政策構想会議を設立しました。

この会議では、家族・当事者のニーズに応えることを主軸に据えて、六十三回の会議を重ね、現実の危機を早く根本的に改革する提言をまとめて、平成二十二年五月末に厚生労働大臣に、こころの健康施策についての提言書を提出しまし

た。

また、平成二十三年十二月一日には、国会に超党派の、こころの健康推進議員連盟が立ち上がりました。二千十二年の通常国会で、こころの健康基本法（仮称）の実現に向けた推進体制が確立されましたが、現在まだ制定に至っておりません。

精神疾患を持つ全ての人々がそれぞれの地域において安心して暮らせるとともに、国民のこころの健康を保持・増進する社会の実現のために、予防や早期発見を含む適切で高質な精神保健サービスの確立はもとより、教育・啓発を通じた精神疾患に関する正しい理解の促進等の総合的かつ長期的な対策が望まれる。

よって、国を挙げて国民のこころの健康の保持に取り組むことを明らかにいたしました。

精神疾患対策に係る基本理念や、その理念を具体化した総合的で長期的な施策を保障するため、仮称「こころの健康基本法」を早期に制定されるよう強く求めます。

藤崎町議会におかれましては、仮称「こころの健康基本法」の制定を要望する意見書を国及び政府関係機関に提出下さるようお願いいたします。

請願項目としては、当議会におかれましても、「こころの健康基本法（仮称）」の制定を要望する意見書を国及び政府関係機関に提出することといたします。

議員各位におかれましては、この趣旨を十分ご理解のうえ、ご賛同下さるようお願いいたします。なお、全国では三百余りの地方議会がすでに意見書を採択しており、わが県においても県議会を含む二十九の市町村でこの意見書を採択しております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

趣旨説明が終わりました。これから、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

討論なしと認めます。

これから、請願第五号を採決いたします。

請願第五号は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第五号は採択することに決定しました。

奈良岡文英君。

○五番(奈良岡文英君)

ただいまは、請願を満了一致で採択いただき、大変有り難うございました。

つきましては、関係機関への意見書を提出して頂きたく、議長さんに御配慮のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野呂日出男君)

お諮りいたします。

ただいま、奈良岡文英君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、意見書を提出することに決定しました。

なお、意見書の作成については紹介議員と本職にご一任願います。

○ 議長（野呂日出男君）

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労様でした。

散会 午前十一時十七分